岩手県告示第237号

森林公園条例(昭和55年岩手県条例第26号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により、岩手県千貫石森林公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区分	単 位	利用料金
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	円
		520
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	210
展示会その他これに類する催しの開催	1日までごとに	4, 630

2 利用料金の適用年月日

平成27年4月1日